

○定年前再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準について

(令和5年3月30日例規第36号)

この度、静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令（平成7年県本部訓令第7号）の規定に基づき、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の週休日及び勤務時間の割振り（以下「勤務時間等の割振り」という。）の基準を下記のとおり定めたので、適正に勤務時間等を管理し、業務の効率化に努められたい。

記

第1 勤務制の指定

定年前再任用短時間勤務職員の勤務制の指定については、静岡県警察職員の勤務制の指定並びに特例勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準について（平成7年甲通達警第17号。以下「割振り通達」という。）第1の規定を準用するものとする。

第2 週休日の割振り

- 1 通常勤務者については、日曜日及び土曜日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。
- 2 特例勤務者については、4週間ごとの期間につき8日以上週休日を設けなければならない。

第3 勤務時間の割振り

- 1 通常勤務者の勤務時間の割振りは、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で、県本部警務課長（以下「警務課長」という。）と協議の上、所属長が定めるものとし、その基準は次のとおりとする。ただし、1週間ごとの期間で割り振ることが困難な場合には、4週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で定めることができるものとする。
 - (1) 勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間に割り振ること。
 - (2) 勤務時間の途中で休憩時間を置く必要がある場合には、正午から午後1時までの1時間を休憩時間とすること。
- 2 特例勤務者の勤務時間の割振りは、割振り通達で定める勤務時間の範囲内で、警務課長と協議の上、所属長が定める。

第4 勤務時間等の割振りの明示等

- 1 所属長は、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間等の割振りを、割振り通達様式第2号を準用し、当該勤務時間等の割振りに係る月の前月20日までに関係職員に明示するものとする。

- 2 所属長は、業務遂行上必要と認める場合には、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間等の割振りを変更することができる。この場合において、所属長は、変更した勤務時間等の割振りを、割振り通達様式第3号を準用し、あらかじめ関係職員に明示するものとする。
- 3 勤務時間等の割振りに係る事務は、県本部所属にあつては庶務（総務）係（庶務（総務）係を置かない所属にあつては、所属長が指定する係）、署にあつては警務課において行うものとする。この場合において、必要により、県本部所属にあつては係ごと、署にあつては課ごとにその事務を区分し、分担させることができる。
- 4 所属長は、勤務時間等の割振りの明示に係る事務を、次席等又は地域官等に専決処理させることができるものとする。

第5 特例勤務者の勤務時間等の割振りに関する留意事項

- 1 原則として、日曜日及び土曜日を週休日とし、業務遂行上の必要により所属長が勤務を命ずる場合に限り、日曜日又は土曜日を勤務日とするものとする。この場合において、日曜日又は土曜日を勤務日とするときは、代替となる週休日は、原則として、当該勤務日が日曜日の場合にあつてはその前週の金曜日に、土曜日の場合にあつてはその翌週の月曜日に割り振るものとする。
- 2 正規の勤務時間（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第9条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）を割り振られた日が引き続き12日を超えないようにしなければならない。
- 3 休日（勤務時間条例第10条に規定する「祝日法による休日」及び「年末年始の休日」をいう。）には、週休日を割り振らないものとし、業務遂行上の必要により所属長が勤務を命ずる場合を除き、勤務免除を指定するものとする。